平成２１年（フ）第４１号
京都府舞鶴市字浜47番地２―401号
債務者　辻野　秀晃
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第３９１３号
大阪府守口市大久保町４丁目９番３―202号
債務者　木村　　操
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４６９号
大阪市西成区天下茶屋東１丁目１番５号　天下茶屋ハイツ303号
債務者　森本　俊紀
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２１１号
大阪市東住吉区中野４丁目15番10―209号
債務者　鈴木　秀利
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３５５号
大阪市西成区松３丁目１番25号
債務者　椋橋　智紀
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９７３号
大阪市東住吉区湯里６丁目１番22―304号
債務者　寶子　貴博
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９７８号
大阪府池田市井口堂３丁目８番９号　大西ハイツ
債務者　板倉美千子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９８０号
大阪市平野区平野西５丁目９番25―209号
債務者　森川みちえ
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１０８号
大阪市阿倍野区昭和町２丁目18番１―704号
債務者　乾　登美江（旧姓池本）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２５３号
大阪府枚方市養父丘１丁目８番63―105号
債務者　飯田　　幸
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３６５号
大阪市鶴見区焼野２丁目４番26号
債務者　松原　昌美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４７４号
大阪市西淀川区福町２丁目３番35号
債務者　瀧本　哲三（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４７８号
大阪府枚方市須山町77番13号
債務者　西田　健太
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５２６号
大阪府寝屋川市本町４番１―901号
債務者　三瀬　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６０７号
大阪府豊中市向丘３―11―55　カーサグラシア305、住民票上の住所愛知県日進市梅森台２丁目52番地　ドルチェ302
債務者　三木　美穂
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６１２号
大阪府東大阪市寿町２丁目３番20号
債務者　陽本　敏子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６４１号
大阪市東成区大今里２丁目36番７号
債務者　豊川明実こと　任　　明実
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１５号
宮崎市江平町１丁目１番地５
債務者　藤澤まゆみ
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係